

指定文化財の現況調査について

調査期間 令和2年1月17日～2月14日

調査対象 市指定文化財267件(国・県・酒田市所有を除く)

調査方法 所有者へ調査票を郵送し、回答をいただいた。

調査結果 資料1～4

(1) あて所なし 10件—資料1

(2) 変更なし 124件—資料2

(3) 変更あり 61件—資料3

所有者変更 7件 a

所有者・所在変更 9件 ab

所在変更 42件 b

所在不明 1件 c

指定解除希望 1件 d

その他 1件 e

(4) 回答なし 72件—資料4

調査結果に対する対応

(1) あて所なし

⇒ 市民課へ依頼し、現住所を確認して訪問調査へ。

(3) 変更あり

a 所有者変更

⇒ 現所有者へ所有者変更届を郵送し、提出してもらいます。

ab 所有者・所在変更

⇒ 現所有者へ所有者変更届と所在変更届を郵送し、提出してもらいます。

b 所在変更

⇒ 現所有者へ所在変更届を郵送し、提出してもらいます。

c 所在不明

⇒ 訪問調査を行い、現状を確認した上、文化財保護審議会で協議。

d 指定解除希望

⇒ 訪問調査を行い、現状と所有者の意向を確認した上、文化財保護審議会で協議。

E その他

⇒ 訪問調査を行い、現状を確認した上、文化財保護審議会で協議。

(4) 回答なし

⇒ 現住所へ訪問調査を行います。

飛島の文化財調査について

- 1.日時 令和2年7月7日(火)～7月8日(水)
- 2.場所 飛島島内
- 3.出張者 酒田市社会教育文化課 高橋、村上主事
- 4.内容 飛島の市指定天然記念物である、ムベ自生地、ハイビャクシン自生地、
宮谷のタブ林、高森神社社叢、荒崎頸部の植物群落、柏木山南斜面の
トビシマカンゾウ自生地の現状調査

5.調査結果 資料5

ムベ自生地では指定地内に多くのムベが自生していることを確認できた。

ハイビャクシン自生地は指定地が崖上にあるため離れた場所より調査を行ったところ自生を確認することはできなかった。

宮谷のタブ林では指定地内に多くの巨大なタブの林を確認することができた。

高森神社社叢では島随一の大きなタブノキを確認することができた。
トビシマカンゾウ自生地では指定地内にトビシマカンゾウが自生していることを確認することができた。

荒崎頸部の植物群落では盛期は過ぎたもののまだ多くのトビシマカンゾウが咲いていることを確認することができた。

民俗芸能団体悉皆調査について

調査期間 令和2年1月17日～2月21日

調査対象 酒田市自治会連合会へ加盟する453自治会

調査方法 調査票を各自治会長へ郵送またはコミセンを通して送付し、自治会内の民俗芸能活動の状況について回答をいただいた。

調査結果

○453自治会へ調査票を送付し、3月5日現在、この内308自治会から回答を得た。(回答率68%) 項目ごと・地区ごとの回答状況については、下表のとおり

	市街地	公民館地区	八幡	松山	平田	計
各地区自治会数	179	145	49	42	38	453
総回答数	127	93	31	29	28	308
①	16	31	6	10	8	71
②	1	3	3	2	3	12
③	108	57	22	17	16	220
④	2	2	0	0	1	5
回答率	70.9%	64.1%	63.3%	69.0%	73.7%	68.0%

- ① 現在活動している民俗芸能団体は次の団体です。
- ② 昔は民俗芸能団体が活動していましたが、現在は活動していません。
- ③ 昔から民俗芸能団体は活動しておりません。
- ④ その他

○酒田市民俗芸能保存会未加盟の団体について

・調査票①及び④を選択した自治会から、酒田市民俗芸能保存会未加盟で活動している団体等が42あった。

○寄せられた意見・要望等について

◆団体の活動が困難になってきている

- ・少子高齢化、核家族化等による後継者不足（給人町・大宮・西野町・宮野浦二丁目・本楯第二・安田3区・関・門田・福岡・山根・小林・山元・上竹田）
- ・道具の不足・損耗（給人町・下市神・本楯第一・本町）
- ・活動資金の不足（宮海1区・本楯第一・門田・本町）

- ・舞を納める家の減少（給人町）
- ・単位集落での保存伝承は困難（大宮）
- ◆活動を休止してしまった背景
 - ・少子高齢化等による後継者の不在（中の口共和会・平沢・丸山）
 - ・舞、お囃子等伝統を知る人がいなくなった（平沢・南ノ前田）
 - ・他地域との協力・外部の人間への継承は困難（小林・山元）
- ◆活動を今後も継続していくために
 - ・後継者育成のため保護者・学校の理解が必要（西野町・宮海1区）
 - ・広い範囲から支援者を求める必要あり（大宮・安田3区）
 - ・官民が協力して環境整備を（大宮・安田3区）
 - ・支援金制度の充実を（宮海1区・門田・小林・山元・上竹田）

今後の対応について

- 調査結果をもとに追加調査を行う。
 - ・今回は民俗芸能団体などの有無について各自治会長に調査を行ったが、特に酒田市民俗芸能保存会未加盟の団体については活動の内容について確認を行います。
- 酒田市民俗芸能保存会への入会について
 - ・酒田市民俗芸能保存会では、文化財指定を受けていない団体への道具購入時支援金制度を設けており、また随時民間の助成金制度の紹介を行っている。
 - ・加盟団体は総会や民俗芸能フェスタ等のイベントを通して、他団体との交流や意見交換を行う機会がある。
 - ・追加調査の際上記を含め保存会について紹介し、あわせて加入の意思について確認します。

山居倉庫史跡指定への意見具申について

調査報告書について

第Ⅰ章 調査の経緯

→調査の経緯として、過去の調査から文化財指定に向けた動き、調査委員会、調査委員会設置後の調査の経過をまとめた。

第Ⅱ章 酒田の概要

→酒田の概要として、自然環境・歴史的環境・山居倉庫が設置された山居嶋、港町酒田の都市景観について項目ごとにまとめた。

第Ⅲ章 山居倉庫建設に至る歴史とその後の変遷

- 庄内藩では17世紀初めより米券（米札）が発行され、藩士の禄米も米券（米札）で支給されていた。米券（米札）はいつでも米に替えられる必要があったために、米蔵の米の品質と内容量は重要な信用要件だった。
- 庄内藩では官民で米蔵を所有し、またコメの品質管理を厳密に行ったために庄内藩の米券（米札）の信用は高く、米と同じように流通していた。
- 明治に入ると新政府の地租改正政策により、米の品質低下を招いたが、産米改良、田の乾田化と牛馬耕により収穫量、品質ともに成果を上げた。また、新政府の取引所政策により明治18年に株式会社「酒田米商会所」が開業し、入庫米の品質管理を行い、次第に信用を高めた。
- 明治26年の「取引所法」の発布により、株式会社「酒田米穀取引所」に改組され、保管倉庫の設置が可能となったために新たに酒田米穀取引所附属山居倉庫が建設された。
- 山居倉庫では、厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善により、ますます信用を高めた。
- 山居米は、産米改良と、土地改良の成果により年々収穫量も増加したために、山居を本庫として各地に支庫を展開していった。特に大正期の陸羽本線、羽越本線の開通に伴い、沿線に支庫を建設した。
- 昭和2年には、法制上の制約から直営倉庫を建設できなくなったが、別会社山居賃貸倉庫株式会社を設立し、そこで倉庫を建

設し酒田米穀取引所が賃貸する方法を取っていた。

- 昭和14年の「米穀配給統制法」の発布により、これまでのコメの自由流通から統制流通に組み込まれ、山居倉庫の米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じた。

第IV章 山居倉庫に関する調査

- 山居倉庫は、新井田川との対岸、鶉渡川原村山居町（現山居町1丁目）が建設地に選ばれた。ここから新井田川を下ると最上川河口に合流し、港に直結する利便性が高い地点であり、当時、米の大量輸送手段を海上輸送に拠っていたことからこの地となった。
- 山居倉庫直下は、液状化や噴砂があってもおかしくない地盤だが、明治27年の大地震を含め幾多の天災でも山居倉庫は倒壊に至るまでの大きな被害は受けていない。これは、地下の粘土層が15m以深の下層にあること、砂層、礫層においても地盤の強度性が一定程度見られるとともに、山居倉庫の建設方法や建築構造、敷地の造成効果などから安定状態が続いている。
- 山居倉庫の変遷については、建物の平面、構造形式、各種資料から明治26年創建当時の倉庫は2号棟から7号棟の6棟と5号棟と6号棟の間にあった1棟の計7棟。
翌明治27年には、8号棟から10号棟の3棟と新井田川沿いに1棟の計4棟。また、三居稻荷神社社殿も建築された。
明治28年には、1号棟と11号の計2棟。また、ケヤキもこの時期に植えられた。
明治30年には北西のやや離れた地にやや大規模な倉庫が建築され、大正5年に12号棟が建設された。
- 事務室は、写真や絵画、現地調査により明治26年創建当時は休憩室のみが建築され、明治27年以後明治時代後期までに事務室が建築された。
大正時代中期に応接室の建築がされ、大正10年以後、和室及び休憩室が増築された。
昭和時代前期に事務室と会議室の増築、同じころに客間、金庫室が建築されるなど増築・改修を加えながら使用されてきた。
- 研究室は、前身の建物は、大正15年に平屋で建築され、昭和9

- 年に現在の2階建ての研究室として建築された。
- 山居倉庫の米穀倉庫としての特徴については、基礎は元々河原だったために約3.6m盛土工事を実施し、周囲を石垣で固めている。また、地盤を強固にするため、倉庫の各礎石下に2間(約3.6m)の松丸太杭を打ち込んでいる。

平面形式は梁行が7間半(約13.5m)に、桁行16間(約28.8m)。梁行7間半は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できる。

床は現在モルタル仕上げだが、当時は防湿のために叩き仕上げで、土間の上に粃殻を1尺(約30cm)の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、箆を敷いていた。

開口部は防犯・防湿から1か所。通風換気のために窓や天窓が設けられていた。

壁面は防湿と防災のために土壁の漆喰仕上げで、当初は板壁で覆われていた。

屋根は二重に葺く工法で、建物本体と屋根の間に空気層を設け断熱する置屋根形式。
 - 山居倉庫の建物は、明治中期までに培った保管技術を基本に、質実で着実な構成である。また、同形式を連続的に用いる軸組は、比較的短期な建築を可能とし、単純に米穀を貯蔵するという機能に徹した建物であり、周囲の環境も含め、米穀倉庫としての働きを機能化させている点で秀逸な意匠である。
 - 発掘調査では、建物地点から文献に記載された打ち込まれた丸杭ではないが、現在の表土より30~40cm下層には、複数の遺構が残存していた。

石垣地点1では、現在の石垣は新しいものだが下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる石垣が残存していた。

石垣地点2では、現在の石垣から最下層面までの高さが約3.4mであり、文献に記されている一丈二尺(約3.6m)とほぼ同じであることがわかった。

第V章 まとめ

- 山居倉庫の歴史的価値、近代日本の米穀倉庫としての山居倉庫の価値、酒田・庄内における山居倉庫の存在意義をまとめ、結語とした。

意見具申書について

酒教社発第 号
令和2年7月29日

文部科学大臣 様

申請者 山形県酒田市教育委員会
住 所 山形県酒田市本町二丁目2番45号
代表者 酒田市教育委員会
教育長 村上 幸太郎

山居倉庫の史跡指定について（意見具申）

下記について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第189条の規定に基づき、意見を具申します。

1. 指定等の対象の名称 さんきょそうこ
山居倉庫
2. 指定等の対象の所在地 山形県酒田市山居町一丁目3番外
37筆等
3. 指定等の対象地域の面積 22,454.72㎡
4. 所有関係の概要 国 有 地 2,571.84㎡
酒田市有地 3,107.43㎡
民 有 地 (3名) 16,775.45㎡
22,454.72㎡
5. 指定等の対象の現状及び現在までの調査・保存の経過

A. 指定等の対象の現状

山居倉庫は、酒田市街地の南東を流れる新井田川^{にいだがわ}の対岸、鵜渡川^{うどがわら}原村山居（現山居町一丁目）に明治26（1894）年に建設された。ここから新井田川を下ると最上川河口に合流し、港に直結する利便性が高い地点で、当時、米の大量輸送手段を海上輸送に拠っていたことからこの地が選ばれ

た。

現在、大正5年までに建設された14棟のうち12棟が残っており、現役の米穀保管倉庫として使用されている。また、12棟のうち1号棟は昭和60年4月に「庄内米歴史資料館」として開館。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。

11・12号棟は平成14年度に酒田市が購入し、観光施設「酒田夢の倶楽」^{かめかさほこ}として整備し、平成16年4月に開館。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉾^{かめかさほこ}を展示紹介するとともに、酒田のお土産品が揃うなどの観光物産館として活用され、年間80万人が訪れ賑わいを見せている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室^{とうぐうでんかぎょうけいきねんけんきゅうしつ}、板倉^{さんきょいなり}、三居稻荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている。

B. 現在までの調査結果と文化財の価値

湊町酒田は、最上川河口に位置し、「義経記」や幸若舞曲「笈さかし」^{おい}から鎌倉時代末期には上方までその名が聞こえていたことがわかる。江戸時代には上方や江戸に移送する米や物資の集積地・積み出し港となり、川村瑞賢^{かわむらざいけん}によって整備された西廻り航路の起点として発展した。

庄内藩では17世紀初めより米券^{べいけん}（米札^{べいさつ}）が発行され、藩士の禄米^{ろくまい}も米券（米札）で支給されていた。米券（米札）はいつでも米に替えられる必要があったために、米蔵の米の品質と内容量は重要な信用要件であった。

庄内藩では官民で米蔵を所有し、またコメの品質管理を厳密に行ったため庄内藩の米券（米札）の信用は高く、米と同じように流通した。

明治に入ると新政府の地租改正政策により、米の品質低下を招いたが、産米改良^{さんまいかいらいよう}、田の乾田化と牛馬耕により収穫量、品質ともに成果を上げた。また、新政府の取引所政策により明治18年に株式会社「酒田米商會所」^{さかたべいしょうかいしよ}が開業し、入庫米の品質管理を行い、次第に信用を高めた。

明治26年の「取引所法」の発布により、株式会社「酒田米穀取引所」^{さかたべいこくとりひきじよ}に改組され、保管倉庫の設置が可能となったために新たに酒田米穀取引所付属山居倉庫が建設された。

山居倉庫の入庫米に対して発行された倉荷証券^{くらにしょうけん}（米券^{べいけん}）は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であり、日本銀行の指定倉庫になるほどの信用を高めていた。この信用を担保していたのは、江戸時代以来の米穀保管倉庫の伝統を受け継ぐ建築構造と、米穀保管に適した燻

蒸方法開発による品質の維持、そして嚴重な品位等級、俵量ひょうりょうの統一、俵装ひょうそうの堅牢化、保管方法などの改善であった。

山居米は、産米改良と、土地改良の成果により年々収穫量も増加したために、山居倉庫を本庫として各地に支庫を展開していった。特に大正期の陸羽本線りくうほんせん、羽越本線うえつほんせんの開通に伴い、沿線に支庫が建設された。

昭和14年の「米穀配給統制法べいこくはいきゅうとうせいほう」の発布により、これまでのコメの自由流通から統制流通に組み込まれ、山居倉庫の米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じた。

戦中戦後の食糧管理制度や農地改革によって、米券倉庫から連合農業倉庫へとその役割を変えていったが、現在も倉庫群が立ち並ぶ敷地は、明治時代の操業開始時の景観を良く留めている。

山居倉庫について、平成30年度から令和元年度にかけて酒田市教育委員会により調査が行われた。

建物の平面、構造形式、各種資料から明治26年創建当時の倉庫は2号棟から7号棟の6棟と5号棟と6号棟の間にあった1棟の計7棟。翌明治27年には、8号棟から10号棟の3棟と新井田川沿いに1棟の計4棟。明治28年には、1号棟と11号の計2棟。明治30年には北西のやや離れた地にやや大規模な倉庫が建築され、大正5年には12号棟が建設された山居倉庫の変遷が明らかになった。

山居倉庫の特徴としては、基礎は元々河原だったため当時の土木技術を用いて約3.6mの盛土工事を実施し、周囲を石垣で固めている。発掘調査により現在の石垣から最下層面さいかそうめんまでの高さが約3.4mあり、約3.6mの盛土工事とほぼ同じであることが確認された。

地盤を強固にするために倉庫の各礎石下に2間(約3.6m)の松丸太杭を打ち込んだために、明治27年の庄内地震でも被害を最小限に抑えている。

平面形式は梁行はりゆきが7間半(約13.5m)に、桁行けたゆき16間(約28.8m)。梁行7間半は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。

床は現在モルタル仕上げだが、当時は防湿のために叩き仕上げで、土間の上にもみがら籾殻を1尺(約30cm)の厚さで敷き、その上に茅束かやたばを縦横に重ね、むしろ筵を敷いていた。

開口部かいこうぶは防犯・防湿から1か所。通風換気のために窓や天窓てんまどが設けられていた。

壁面は防湿と防災のために土壁しっくいの漆喰仕上げ。当初は倉庫西側背面と同様、板壁いたかべで覆われていた。

屋根は二重屋根の^{おきやね}置屋根形式とし、建物本体と屋根の間に空気層を設け、断熱を行うなど明治中期までに培った保管技術を基本に、質実で着実な構成である。また、同形式を連続的に用いる軸組は、比較的短期な建築を可能とし、単純に米穀を貯蔵するという機能に徹した建物であり、周囲の環境も含め、米穀保管倉庫としての働きを機能化させている点で秀逸な意匠であることが明らかとなった。

米が自由取引されていた米券倉庫時代から食糧管理制度下の時代を経て、建築後120年以上現役の米穀保管倉庫として、同じ場所で使用され続けている山居倉庫は、酒田・庄内の米作りの象徴であり、また我が国における近現代米穀流通の歴史を今に伝える、重要かつ貴重な存在であり、国指定史跡として保護することが必要と考えられる。

C. 保存の経緯

山居倉庫は、明治26年の建設以来、現在まで現役の米穀保管倉庫と使用されているために、文化財の価値を明らかにする総合的な調査は行われず、部分的に何度か実施されている。

平成11・12年度には山形県近代化遺産調査が行われ、「山形県の近代化遺産報告書」(平成13年3月 山形県教育委員会刊行)に掲載された。

平成14年度には酒田市が11・12号棟を購入した際に、11・12号棟の調査が行われた。

平成26年度には、酒田市土木課で、山居倉庫の西側のケヤキ36本の根系調査が行われた。

山居倉庫の歴史的経緯については、山形県庄内経済農業協同組合(庄内経済連)の参事を勤めた高橋義順氏によって「山居倉庫と庄内米」(平成9年刊行)としてまとめられている。

平成17年から文化財指定に向けての検討が、文化庁、山形県教育委員会、酒田市教育委員会、JA全農山形県本部と続けられてきた。

平成30年度に酒田市は、山居倉庫を後世までに保存していくために国史跡指定を目指す方針を示し、酒田市教育委員会を事務局とし、有識者からなる山居倉庫調査委員会を設置し、文化庁と山形県教育委員会の指導・助言を得ながら、総合的な学術調査を実施し、令和2年度に報告書として刊行した。

上記の調査結果を鑑み、山居倉庫を特徴づける倉庫群、事務所棟、三居稲荷神社、ケヤキ並木、史跡範囲の護岸や石垣を含めた範囲を国指定史跡の範囲として具申するものである。

D. 主な調査歴及び関連報告書

【調査歴】

年度	調査主体	内容
平成11～12年度	山形県教育委員会	近代化遺産建物調査
平成14年度	酒田市	11・12号棟の建物調査
平成26年度	酒田市	ケヤキの根系調査
平成30～令和元年度	酒田市教育委員会	資料収集、測量調査、建物調査、発掘調査

【関連報告書】

年度	報告書名	刊行機関名
平成12年度	山形県の近代化遺産報告書	山形県教育委員会
令和2年度	山居倉庫文化財調査報告書	酒田市教育委員会

6. 将来にわたる保護の計画

指定後の保護については、酒田市が管理団体となり、適切に維持・管理を行っていく。適切な維持・管理の方針として専門家、関係機関等の協力を得ながら保存活用計画策定委員会を設置し、保存活用計画を策定する。

現状変更については、史跡の保存・活用以外の現状変更は原則として認めない方針とし、現在の倉庫としての利活用については史跡の現状保存を重視しつつ、酒田市の歴史を市民等に広く周知する施設・史跡に触れ親しんでいただける施設として検討する。詳細は指定後に酒田市が管理団体として策定する保存活用計画において定めていく方針である。

なお、令和4年度をもって山居倉庫の米穀保管倉庫としての役目を終えることが決まっているため、酒田市が管理団体として令和5年度以降に史跡の公有化と整備活用を図っていく。

7. 指定等の対象地域についての法令による規制・開発(又はその計画)の状況

都市計画法(昭和43年法律第100号)による準工業地域

特別用途地区

(大規模集客施設制限地区)

都市計画施設区域

(3.2.2 豊里十里塚線)

酒田市景観条例(平成19年12月25日条例第61号)による景観形成重点地域

地区名 山居倉庫周辺地区(平成20年4月指定)

港湾法(昭和25年法律第218号)による港湾区域

(新井田川新内橋下流の河川水面)

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)

酒田市中心市街地活性化基本計画

8. 添付書類

①図面

A. 指定等の対象地域の位置を示す地図・・・・・・・・・・1枚

B. 指定等の対象地域の範囲を示す地形図・・・・・・・・・・2枚

C. 指定等の対象地域の文化財の価値を示す図面・・・・45枚

②指定対象地域地籍調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・3枚

③指定地所有者等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・3枚

④指定等の対象地域を表示する図面等・・・・・・・・・・46枚

⑤土地登記簿謄本(全部事項証明書)・・・・・・・・・・41枚

⑥同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7枚

⑦写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29枚

⑧その他資料

・山居倉庫調査報告書(2020年 酒田市教育委員会)

⑨意見具申書等に添付する写真資料の著作権等の取り扱いについて

1枚